

株式会社北蜂社に対する食品表示法に基づく指示について

平成28年6月23日
環境生活部くらし安全局消費者安全課

北海道は、平成28年6月22日付けで、株式会社北蜂社（夕張郡栗山町）に対して、食品表示法第6条第1項の規定に基づき指示を行いましたので、その内容について公表します。

1 事業者の概要

- (1) 名称：株式会社北蜂社（以下「北蜂社」という。）
- (2) 代表者：代表取締役 鶴川 恵一（うかわ けいいち）
- (3) 所在地：夕張郡栗山町字継立177番地23
- (4) 設立年月日：平成12年6月12日
- (5) 事業内容：蜜蜂の飼育、蜂蜜等の生産・販売、蜜源植物の栽培、蜂蜜による酒造

2 北海道が確認した食品表示法違反行為

商品名「ホクホーのはちみつ アカシヤ蜜」及び「ホクホーのはちみつ 百花の精」について、原料はちみつとして中国産及び国産はちみつを区別せずに使用したにもかかわらず、一括表示欄の原材料名に「蜂蜜（北海道産）」又は「蜂蜜（国内産）」と表示し、また、一括表示欄外に「北海道産」又は「国内産」及び「北海道の大自然は、蜂蜜（又は蜜蜂）の天国です。」と表示した。

当該商品であるアカシヤ蜜については、少なくとも平成24年12月5日から平成27年12月5日までの間に3,446kg（うち中国産を少なくとも3,302kg使用）を、百花の精については、少なくとも平成24年12月5日から平成27年2月4日までの間に1,913kg（うち中国産を少なくとも1,440kg使用）を一般消費者向けとして小売業者等に販売するとともに、直接一般消費者に販売した。

3 違反条項

- (1) 任意による原材料の原料原産地名の表示に係る違反
食品表示基準附則第3条の規定（経過措置／施行前の表示の基準適用）及び附則第4条の規定（経過措置）による加工食品品質表示基準第4条第3項）
- (2) 内容物を誤認させるような表示禁止に係る違反
食品表示基準附則第3条の規定（経過措置／施行前の表示の基準適用）及び附則第4条の規定（経過措置）による加工食品品質表示基準第6条第3号）

4 指示の内容

- (1) 食品表示の点検・不適正表示の是正
- (2) 不適正表示の原因究明、分析の徹底
- (3) 再発防止対策の実施
- (4) 全役員、全従業員への啓発、遵守の徹底
- (5) 講じた措置について提出

問い合わせ先
環境生活部くらし安全局消費者安全課
表示・取引適正化グループ
TEL 011-231-4111（代表）（内線24-528）
011-204-5216（直通）

(参考)

関係法令抜粋

●食品表示法（平成25年法律第70号）

（食品表示基準の策定等）

第4条 内閣総理大臣は、内閣府令で、食品及び食品関連事業者等の区分ごとに、次に掲げる事項のうち当該区分に属する食品を消費者が安全に摂取し、及び自主的かつ合理的に選択するために必要と認められる事項を内容とする販売の用に供する食品に関する表示の基準を定めなければならない。

- (1) 名称、アレルギー（食物アレルギーの原因となる物質をいう。第6条第8項及び第11条において同じ。）、保存の方法、消費期限（食品を摂取する際の安全性の判断に資する期限をいう。第6条第8項及び第11条において同じ。）、原材料、添加物、栄養成分の量及び熱量、原産地その他食品関連事業者等が食品の販売をする際に表示されるべき事項
- (2) 表示の方法その他前号に掲げる事項を表示する際に食品関連事業者等が遵守すべき事項

（指示等）

第6条 食品表示基準に定められた第4条第1項第1号に掲げる事項（以下「表示事項」という。）が表示されていない食品（酒類を除く。以下この項において同じ。）の販売をし、又は販売の用に供する食品に関して表示事項を表示する際に食品表示基準に定められた同条第1項第2号に掲げる事項（以下「遵守事項」という。）を遵守しない食品関連事業者があるときは、内閣総理大臣又は農林水産大臣（内閣府令・農林水産省令で定める表示事項が表示されず、又は内閣府令・農林水産省令で定める遵守事項を遵守しない場合にあつては、内閣総理大臣）は、当該食品関連事業者に対し、表示事項を表示し、又は遵守事項を遵守すべき旨の指示をすることができる。

（公表）

第7条 内閣総理大臣、農林水産大臣又は財務大臣は、前条の規定による指示又は命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。

（権限の委任等）

第15条 内閣総理大臣は、この法律の規定による権限（政令で定めるものを除く。）を消費者庁長官に委任する。

2、3 （略）

4 この法律に規定する農林水産大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

5 第一項の規定により消費者庁長官に委任された権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事、地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）第五条第一項の政令で定める市（次条において「保健所を設置する市」という。）の市長又は特別区の区長が行うこととすることができる。

附則

（農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部改正）

第6条 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）の一部を次のように改正する。

●食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）

附則

（経過措置）

第3条 この府令の施行前にした表示に係る表示の基準の適用については、なお従前の例による。

第4条 この府令の施行の日から平成32年3月31日までに製造され、加工され、又は輸入される加工食品（業務用加工食品を除く。）及び添加物（業務用添加物を除く。）並びに同日までに販売される業務用加工食品及び業務用添加物の表示については、第2章及び第4章の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

●農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）

（製造業者等が守るべき表示の基準）

第19条の13 内閣総理大臣は、 飲食料品の品質に関する表示の適正化を図り一般消費者の選択に資するため、農林物資のうち飲食料品（生産の方法又は流通の方法に特色があり、これにより価値が高まると認められるものを除く。）の品質に関する表示について、 内閣府令で定める区分ごとに、次に掲げる事項のうち必要な事項につき、その製造業者等が守るべき基準を定めなければならない。

(1) 名称、原料又は材料、保存の方法、原産地その他表示すべき事項

(2) 表示の方法その他前号に掲げる事項の表示に際して製造業者等が遵守すべき事項

2 内閣総理大臣は、 飲食料品の品質に関する表示の適正化を図るため特に必要があると認めるときは、前項の基準において定めるもののほか、 同項に規定する飲食料品の品質に関する表示について、その種類ごとに、 同項各号に掲げる事項につき、その製造業者等が守るべき基準を定めることができる。

●加工食品品質表示基準（平成12年農林水産省告示513号）

（加工食品の表示の方法）

第4条 前条第1項第1号から第6号までに掲げる事項、同条第2項の固形量及び内容総量、同条第3項の固形量、同条第4項の消費期限並びに同条第5項の原料原産地名の表示に際しては、製造業者等は、次の各号に規定するところによらなければならない。

(1)～(7) 略

(8) 原料原産地名

対象加工食品にあつては、主な原材料（原材料に占める重量の割合が最も多い生鮮食

品（生鮮食品品質表示基準（平成12年3月31日農林水産省告示第514号）第2条に規

定するものをいう。以下同じ。）で、かつ、当該割合が50%以上であるものをいう。

以下同じ。）の原産地を、次に定めるところにより事実に即して記載すること。

ア 国産品にあつては国産である旨を、輸入品にあつては原産国名を記載すること。

ただし、国産品にあつては、国産である旨の記載に代えて次に掲げる地名を記載することができる。

(イ) 略

(イ) 畜産物にあつては、主たる飼養地が属する都道府県名その他一般に知られて

いる地名

(ウ) 略

イ 略

ウ 主な原材料の原産地が2以上ある場合にあつては、原材料に占める重量の割合の多いものから順に記載すること。

エ～オ 略

(9) 略

2 略

3 対象加工食品にあつては主な原材料以外の原材料の原産地を、対象加工食品以外の加工食品にあつては原材料の原産地を第1項第8号アからオまでの規定により記載することができる。この場合において、同号ウからオまでの規定中「主な原材料」とあるのは、「原材料」と読み替えるものとする。

（表示禁止事項）

第6条 次に掲げる事項は、これを表示してはならない。

((1)、(2) 略)

(3) その他内容物を誤認させるような文字、絵、写真その他の表示

((4) 略)